

三項で捉える資源環境

—主体，客体，媒介—

佐藤 仁

はじめに

「後発の公共政策」としての環境政策は、後発であるがゆえに、「先発の」諸政策によって配置された利権構造への介入が前提になる。このとき資源環境問題は、自然に介入する人間という二者関係の図式ではなく、自然にすでに介在している人間と、そこに新たな政策をかぶせる人間という三者関係で捉えなくてはならない。この捉え方は、資源や環境をめぐる利害対立が先鋭的な形で生じる「環境紛争」の場面でとくに必要になる。

本章では、環境問題を環境vs人間ではなく、環境をめぐる人間と人間の争いとして捉え直す可能性を検討する。そこで注目するのは、人間同士を媒介する要素である。ここで、「媒介」というのは、自然環境そのものに加えて、自然をめぐる社会制度、とくに所有権制度を指す。

従来の環境社会科学、とくに環境ガバナンスにかかる諸研究の多くは、環境を働きかけの対象となる所与の客体とみなし、そこに中央政府や地域集団を中心とする人間主体が介入するという「環境vs人間社会」もしくは、環境を所与とした「人間vs人間」の二者図式を前提にしてきた (Meadcroft 2012)。前者は、いわゆる環境政策研究の分野で典型的にみられ、行政による規制とその効果の検証という形をとるものが多い (Cohen 2006)。これに対して後者は、ポリティカル・エコロジーと呼ばれる人類学や地理学で扱われることの多い接近方法で、自然をめぐる住民と国家の対立などを題材とするものが多い (小泉・祖田 2021)。

いずれの接近方法においても、自然環境やそれを取り巻く制度が人間社会の相互関係に独自の影響を及ぼすという発想はほとんどなかった。影響を及ぼすのは人間の側であり、自然環境や制度は半ば所与の変数とみなされてきたからである。本章の仮説は、増え続ける環境紛争を軽減していく鍵が、人間主体の意図や行動を誘導していくことだけにあるのではなく、媒介が招来する社会的な作用にあるという点である。

本章は以下の構成で、この論点を展開していく。第1節では、本章でいう「媒介」の定義と、それをういた資源環境問題を理解する枠組みを設定する。第2節では、媒介のもつ規律力に注目した初期の例として、アマール・サイアムワラらの研究を紹介し、人々の協力や対立の底流で事業の性質、モノの性質といった非人間主体が一定の役割を果たし得ることを確認する。第3節では、日本の入会紛争の代表例として記録されている「小繋事件」を素材に、所有権という媒介が森林をめぐる関係者の闘争に果たした役割を例示する。第4節ではマーシャル・マクルーハンのメディア論に拠りながら、媒介の捉え方は一定ではなく、局面に応じて変化することを論じ、とくにその変化が権力の分布に与える影響を試論する。第5節では、カール・ポランニーの議論に依拠しながら、形式経済と実体経済とが分離していく様子を素描し、そこに資源環境問題にかかわる格差が生じる本質を見出す。最後に、二者図式に囚われてきた近代の枠組みを相対化して、環境をめぐる争いを小さく治める選択肢を展望したい。

1 二者関係から三者関係へ

科学技術の急速な進歩にもかかわらず、資源環境問題の解決が遠のいているように見えるのは、なぜだろうか。たとえばEJAtlasと呼ばれる世界の環境正義に関する統計データベースによると、2022年初頭の段階で3599件の事案が環境紛争として報告されている (EJAtlas 2022)。紛争が絶えないのは、環境をめぐる争いとその根本において人間⇄自然の二者構造に立脚しているようにみえて、実はその本質において、自然や制度という媒介をあいだに挟んだ人間と人間の関係という三者構造になっているからかもしれない。

ここで「媒介」(メディア)とは、人間が行動する場であると同時に、人間がものごとを認識したり、その意志を貫徹したりする手段全般を指す。自然環境も媒介であるが、より重要なのは、自然環境を支配するために人間が作り出した制度という名の媒介である。たとえば自然環境は人間だけでなく、すべての生き物を結びつける媒介とみなすことができるが、なかでも所有権は自然をめぐって人間と人間を結びつける人為的な媒介であると考えてよい。

筆者が媒介に注目するきっかけになったのは、東南アジアの熱帯林破壊が問題になっていた1990年代中頃に、タイ中西部で森林をめぐる村人と政府の争いをみたときであった。農民が森林破壊に走るのは、彼らが貧しく、他に生きる術がないから、というのがそれまでの定説であった。しかし、調べていくうちに、問題の本質は人々の貧しさではなく、彼らを統治する政府や、政府が設定した所有権との関係性にあることがわかってきた(佐藤 2002)。森林が豊かな熱帯地域では、その保護を目的に政府による囲い込みが行われることが多い。ところが、奥地の森林は往々にして山地民の暮らす場所でもある。森林から排除された人々は「自分たちの森」という意識を失い、森林保護政策に協力しないどころか、むしろ進んで森林の盗伐に手を染めてしまうこともある。政府との関係が地域の人々と森林との関係を屈折させているのである(ラートカウ 2012)¹⁾。この場合、自然という客体に主体(村人)が対峙しているのではなく、その関係性を別の第三者が条件づけて「三者関係」が成立している²⁾。

問題の発生場所にいながら政治的な発言力の弱い僻遠の人々と、政治的影響力の強い都市の人々とのあいだにある、こうした「ねじれ」は多くの環境問題に共通してみられる。そして被害や負担は、往々にして問題の発生現場に近接する人々に集中する。たとえば、地球温暖化問題のように、影響がグローバルなものであっても、その対策が実施される現場は、森林地帯であったり、特定の工場であったりと、個別の場所で行われるものである。とくに森林は、保護を必要とするという意味でも大都会からは離れた地方に点在する。私たちが環境問題の解決

1) 森林に限らず、大気や水質の汚染をめぐる問題も似たような構造をもっている。経済的な犠牲の大きい環境規制を強いられる企業や住民は、その規制をかくぐる方法を編み出したり、あからさまに規制に違反したりするなどして政府の環境政策に抵抗する場合がこれである。

2) 筆者はこの発想を作田啓一『個人主義の運命——近代小説と社会学』から得た(作田 1981)。

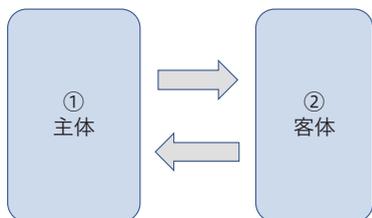
に先立って人間や組織の相互関係を問題にすべきなのは、こうした関係性の不均衡が背後に横たわっているからである。本章は、環境をめぐる争いを二者関係の図式ではなく、三者関係の図式で捉えると、どのような展望が開かれるのかを具体的な事例を通じて明らかにすることである（図3-1）。

図3-1は、もっとも単純化された二者関係の図式であり、主体からの働きかけに客体が反応するという構図である。これに対して図3-2の三者関係図式は、2つの主体を関係づけている媒介を3つ目の役者として登場させ、それが主体同士の関係にどのような影響を与えるのかに注目する。現実には、主体と客体のそれぞれに多様性があり、媒介も重層性をもっている。

ところで、三者関係の「第三者」とは人間集団でなくても構わない。実は資源環境問題の社会分析においては、制度や技術といった人工的な媒介こそが大きな役割を果たす。気候変動であれ、水質汚染であれ、環境変化を「問題」として知覚する行為そのものも、測定器や制度にもとづく価値判断を必須の媒介とする。確かに、空気の汚れや森林の荒廃は、現場に暮らす人であれば直接に体感できる。しかし、人間は時間や空間を直接に認識できる範囲が限られており、感覚に頼って環境問題を定義するのは危うい。言い換えれば、人間社会の環境課題の認識と介入は、何らかの制度や技術の仲介を必要とするもので、個々の人間が大気や森林といった自然に直接働きかける程度は限られている。

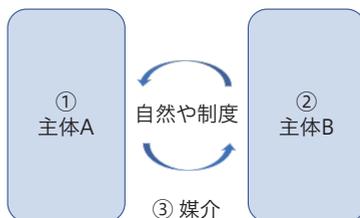
従来環境研究では、人間が環境に与える影響に注目し、その影響を踏まえて人間の意図をいかに操作するかを焦点にしてきた。そこで見逃されてきたのは、環境が何らかの媒体を介して人間に与える影響、とくに人間関係に与える影響で

図3-1 二者関係の図式



(出典) 筆者作成。

図3-2 三者関係の図式



(出典) 図3-1に同じ。

ある。ゆえに本章では、「媒介」(メディア)が自然環境をめぐって果たしている役割を考えてみたい。媒介に独自の光を当てることで、主体の意図や計画に働きかけるといった従来のアプローチから、より広い視野で問題の構造を位置づけられると考えられるからである。

「媒介」には制度や自然物といった半ば所与のものから、文化や価値観など、後から上塗りされ、多少の変動幅をもつものまで多様なものが想定できる。本章ではとくに自然環境にかかわるモノと制度(とくに所有権)の規律力に注目しながら、環境問題分析における媒介の機能を論じる。これから紹介する具体例は、人間が独立に判断して行っていると考える行為も、実は媒介のもつ規律力によって方向づけられていることを教えてくれるに違いない。

2 媒介のもつ規律力

人類史の中で、自然環境ほど人間の行動パターンを厳しく律してきたものはなかったであろう。季節の変化に伴う雨の多寡、気温の温冷、海の潮の流れ、作物の病害といった不確実で御しがたい自然条件をいかにして手なずけるかが、多様な生業・技術の発明を促してきた。産業革命以降、人間の経済生産力は飛躍的に拡大し、自然の脅威は次々に克服されていったかにみえた。その一方で、大量生産を担う機械を主役にした産業発展の在り方そのものが規律力となって労働者を拘束するようになったのは、想像もしない流れであったかもしれない。

人間同士の関係が生産物の性質と、その品質に関する情報の非対称性にある程度まで規定されることは、とりわけ経済学分野で研究の系譜がある(Akerlof 1970)。この着想を応用したアマール・サイアムワラ(1939年~)の「タイの農産物市場における仲買人の役割」は、農産物が人間と人間の間を取り結ぶ媒介としてどのように機能するかを教えてくれる優れた研究である(Ammar 1978)。

アマールは、タイの農業産品の市場構造がなぜ産品によって異なっているのかを、ある仲買人から別の仲買人に「乗り換えるコスト」(shifting cost)の概念から分析した。彼があえて仲買人に注目したのは、1960~1970年代にかけて盛んに研究されたタイ農民の「貧しさ」の原因が、仲買人による搾取によるものとさ

れてからである (Molle and Srijantr 2003)。仲買人を自由に乗り換えることができるのであれば、作物の売り手である農民はより条件のよい相手に作物を売ることができる。そう考えると、仲買人の乗り換えは、農民を貧困から脱却させる鍵ということになる³⁾。

では、この「乗り換え」の障害になっているのは何か。市場が完全競争の状態であれば、生産者は誰に売っても同じ利益を得られるはずだが、現実是这样になっていない。特定の仲買人と密接な関係をもっている農民が多いのである。その理由は、タイでは買い手と売り手のあいだに、商品の売買を超えた融資や技術移転など、さまざまな依存関係が構築されているからである。そのようななかで買い手を「乗り換え」れば、依存関係も断ち切られてしまうので、「乗り換え」のコストは高くなる。

ところがアマールは、こうした乗り換えは、ある商品では生じやすく、別の商品では生じにくいことを発見した。そこで彼が目にしたのは、農産物の品質の判定のしやすさである。具体的には、コメ、トウモロコシなどは、品質を見た目で即座に判定できるので、仲買人の介入を必要としない（というよりも、仲買人にとって介入のうまみがない）が、ゴムの場合は、原料の下処理を実際に行った生産者以外は、外見から品質の判定を行うことが難しく、長い取引関係の中で確立した評判で品質を推測することが多いのである (Ammar 1978, 44)⁴⁾。つまり、ゴムのように評判に頼った判断が必要な商品については、取引関係者のあいだの信頼関係に頼らなければ安定した品質の商品を市場に流せない。つまり、財の物理的な使用期限が自然によって厳しく律される農業では、農産物の特性が人々の関係を条件づけることが多い⁵⁾。

このように、自然環境は人間関係の媒介として協力や対立を促す要因になり得るが、一方で、人間社会の争いの根本原因が、単に自然物の特性だけによるので

3) そもそも商売が成り立つのは、安く買ったものに付加価値をつけて（もしくは、そのまま）高く売る選択肢が売り手側にあるからである。そのような選択がなければ、利益を生み出す余地がない。だからこそ、商品の貯蔵や輸送などで付加価値をつける仲買人が生まれてくる。農民が自力でこれらのサービスを提供できない以上、仲買人の存在は商品を換金するために不可欠の存在となる。

4) このように生産者に重要な情報が偏っているという事実が、彼らの買い手との交渉を優位にするわけではない点が重要である。それは、長期間にわたって買い手である仲買人とのあいだで形成された信頼関係をそう簡単に反故にして、別の仲買人に乗り換えることは困難であるからだ。

はないことは明らかである。むしろ、特定の人々を自然資源の利用から排除する所有権制度こそ、大きな格差や対立の原因になる。もともとは、自然の生み出す富の帰属を制度的に保障するために発達した所有権の制度は、所有者へのプラスの効果に加えて、排除された人々へのマイナスの効果をもっていた。とくに、国レベルで決められる所有権制度は、その浸透に合わせるかのように、地域の資源利用の実態とのあいだに齟齬を生み、争いの原因になってきた。

ここで所有権という媒介が、人間の対立や協力に与える影響を日本の事例からみてみよう。というのも、土地が狭小な日本は、今日という環境紛争に相当する多様な係争の事例が古くから記録されている珍しい国だからである。

3 日本の入会闘争の場合——所有権という媒介

日本は海や山に依存しながら生活してきた人口の密度が高く、同時に、急激な近代化と法制度の変更によって、それらの海や山をめぐる国家と地域住民の権利闘争が各地で展開されてきた国である⁶⁾。ここで象徴的な事例として紹介したいのが、人の自然に対する依存が人間同士のあいだにさまざまな亀裂を生み、自然資源と、その支配をめぐる制度という「二重の媒介」が圧倒的な存在として立ち現れた「小繋事件」である⁷⁾。

明治10（1877）年までさかのぼるこの事件は、岩手県奥地の一村で、住民が長く入会林として共同利用していた森林が、明治政府の官民区分の中で「民」に分類され、現場の資源利用の実態を顧みることなく特定個人の所有に帰属され

-
- 5) 類似の研究には、インドの文脈で協同組合の形成過程を財の特性から説明したアットウッドのものがある。彼は、サトウキビの「腐りやすい」性質に注目して、その性質が加工を急がせる圧力となって、流通の工程にいるさまざまな集団の相互協力を促すと論じた。そもそも農民が農業生産で協力するのは、そうしなければ生産が成り立たないからであって、農村に特有の性質として美化されがちな協力の文化があるからではない、というのがアットウッドの主張である（Attwood 1988, 75）。
- 6) 日本の入会闘争は個別的な掘り下げの対象となった事案を除くと、その全体像の把握は、いまだ未踏である。岩手県を対象にこの全体像の把握を試みたのは早坂（2015）である。
- 7) 岩手県の一地方で起きたこの事件の顛末を詳細に記録した民法学者の戒能通孝は、この小さな寒村の一件は「生きた法律学・政治学のテーマ」であり、決して「例外的な事件ではなく、原則の一表現」であるといった（戒能 1964, 3）。

たことに端を発する。近隣村と政府や陸軍まで巻き込んだ裁判闘争は約90年間の長きに及び、1966年に最高裁において入会権の維持を主張した原告の敗訴で結審した。問題の核心は農民の生存のための山林とは別に、所有権がその場にはいない人物や組織に次々と転売されることで権利関係が複雑になったことであった。村人たちは日常生活のための薪や用材、栗の実、きのこ、わらびなどを採集し、不在地主らは、地券を盾に陸軍の軍馬育成所など別の開発目的を追求した。不在地主らが、山のすべてを開発せず、大部分を雑木林にして放置したのは、強引に開発すれば地元農民の報復を受けて何もかも失うのを恐れていたことである（戒能 1964, 69）。

国家主導の近代化と国際競争の荒波のなかで、裁判の上では負けに負け続けたこの小さな村落は、訴訟を担うリーダーの汚職によってさらに分断を強いられる。訴訟費用をさまざまな人から借り入れていた村のリーダーの着服が発覚したのである。しかし、この長い事件を追い続けた戒能は、生存のために森林に依存する権利を主張した村人たちの権利意識の芽生えと、団結の価値の確認、そして女性解放運動の覚醒など、積極的な動きを見出した。所有権は、確かに村に暮らさない人間に大きな権利を付与し、そのことで対立は深まった。だが、逆に、農民たちは法律に則って権力に訴える方法を学んでいったのである。

それにしても、小繋山がかくも長い係争の対象になりえたのは、皮肉なことに所有権が生存のすべてを覆いつくすまでには至らなかったからである。戒能はいう。「米は食えるが着ることができず、布は着られるが食うことができないなど、所有権の対象になる物の性質に従って、支配の仕方が違うのは当然である」（戒能 1964, 38）。

人間がつくり出す制度という媒介は、あくまで自然物が提供するモノに沿った形になるのが自然であって、村の山はどのように制度が変貌しても地元の人々にとっては村の山でしかなかった。裁判に負け続けても入会権を信じ、それを生活のために行使し続けた農民がいたのは、生存という原初的な動機づけが農民に戦い続ける強さを与えていたのだと考えられる⁸⁾。戒能は、争いの過程に力点をお

8) 戒能は山に依存する山村農民と海に依存する漁民の共通項として、「自然が与えてくれる物を拾いとする拾い屋であること」を指摘し、拾い屋であるかぎり、どうしても拾う場所を確保するために漁区や村山をまもるにつき必死にならねばならない」という（戒能 1964, 39）。

きながら「小繋事件」の記述に精力をつぎ込んだ。そして、裁判の勝敗とは別に、争いの後に残った農民の結束と気力に次へとつながる希望の種を見出したのである。

4 媒介の変化と力の分布

環境紛争を、環境を媒介とした人と人との紛争として捉えると、対象となる媒介の性質がよくみえてくる。そして重要なことは、媒介の機能が時間の経過とともに変化し、それに合わせて人と人との関係も変化するという点である。1960年代まで激烈な争いの対象になった日本の森林は、2000年代に入った現在、保有することがかえって損になる山も多い。

媒介は絶えず変化する。それを巧みに捉える枠組みを提示したのが、文明批評家のマーシャル・マクルーハン（1911～1980年）である。彼は、有形なものから無形なものまで、人間が手を加えた人工物を「人間の身体および精神の拡張物」とみなし、それを媒介（メディア）と総称した（マクルーハン・マクルーハン 2002）。彼にいわせれば、大工道具は手の拡張物であり、マイクは声の拡張物である。自動車や鉄道といった交通手段は足の拡張物とみなされる。こうしたメディアによる人間活動の拡張は、いわゆる環境問題と無関係ではあるまい。

マクルーハンによると、人類史においてもっとも主要な技術は、①文字、②印刷術、③電子メディア、である。文字技術は人間の視覚を強調した一方で、視覚以外の感覚を抑圧した。印刷術は、その視覚的均質性から、人々に「世界の均質性」を布教したが、その一方で部族社会を崩壊させ、均質化の意識にもとづく競争社会を生み出した。電子メディアは、人間を大昔の「耳の人」(触覚の人、全感覚の人)に変えるとともに、人類全体の相互依存を可能にし、新たな「地球村」の構築へと向かわせる（マクルーハン・パワーズ 2003）。このように、媒介は、拡張と切断の両方を内包したものである。新しい媒介（メディア）の登場が、人間の協力や対立を新しい形で組み替えることは、今日のSNSがもたらしている結束と分断をみれば一目瞭然である。このような拡張と切断を一連の動きとしてみたとき、マクルーハンには4つのパターンを見出す（マクルーハン・マクルーハン

2002, 136)。

- ・強化＝その人工物が強化したり、可能にしたり、加速するものは何か？
- ・衰退＝それにより、追いやられ、廃れ、減るものは何か？
- ・回復＝かつてあった作用や便宜のうち、回復され、再現されるものは何か？
- ・反転＝以前の状態が限界まで圧迫されると、もとの性質から反転したりはね返ったりすることがある。それはどのようなものか？

ここで1つ1つの作用が環境問題や環境政策の理解にどのようにつながるのかを確認しておこう。

たとえば森林保全を例に「4つの法則」からみえてくるものを押さえてみたい。森林保護政策でもっとも大きな柱となるのは、土地利用の規制である。開発活動を禁じ、農耕を禁じ、場合によっては居住さえ禁じることで森林を外部からの浸食から守る政策は、世界各地でみられるものである。こうした土地政策が加速するものは、居住空間と生業活動の規格化や政府による統制力の強化である。政府がそれまで以上に、誰がどこでどのような活動をしているかを監視し、違法な活動を諫め、合法的活動には許認可を出すという形で権限を拡大していく。

このときに衰退するのは地域住民の資源管理能力である。住民のオーナーシップ意識が強い地域では、部外者による不法伐採のパトロール、山火事の監視と消化、林産物の採取に関する独自のルール設定など、森林管理のための共同体規則が確立されている場合がある。地域住民が森林から排除されてしまえば、資源管理に対する住民のコミットメントが低減するのは当然である。

トップダウンの保護政策によって回復し得るのは、住民たちの文化的アイデンティティ、土地や共同体への帰属意識、連帯・権利意識などであろう。地域住民が外部のNGOなどに支援を求めれば、そうした対外的な連帯が強化されることもある。また、森林そのものであり、植生や動物個体数に代表される生態系サービスが回復する可能性もある。あるいは、森林保護の焦点化にともなって産業としての林業が衰退してから存在感が薄れていた政府の森林局が再び脚光を浴びるということもあるだろう。

反転するのは地域住民と森林保護の関係である。政府が住民を森林保護の「敵」

とみなして排除を強めれば、住民がそれに反発するのは当然である。森林の囲い込みが進んだ1980年代の東南アジアでは各地で住民の抵抗運動が盛んに展開された。入会をめぐる国家と地域社会の対立は、上に紹介した小繋の事例に限らず日本中でみられる（早坂 2015）⁹⁾。農民の実力行使による森林利用や盗伐、放火行為などによる政府の森林管理に対する妨害行為は、典型的な反転の事例である。

ここまでで、メディアを介した人間社会への作用が4つの動きとして捉えられることがわかった。問題は、これが争いの重症化とどのような回路でつながっているのか、という点である。

1つの回路は、環境紛争の「主体」がグループとして形成される過程で、その集団内部の力関係がいびつな形になる場合である。「小繋事件」で1つの転換点になったのは、入会権訴訟に持ち込まれる過程で、部落を代表する代理人のような人が村に現れ、そこに集まった訴訟金が私的に着服されたときであった。どのような集団も、外部の主体との交渉においては「代表」を決めなくてはならないが、その代表が真に集団を代表するのかどうかは、集団がいくつかの派閥から形成される集団の場合は難しい課題になる。こうした集団内部の亀裂は、争いを長引かせるという意味で重症化につながり得る。

2つ目の回路は、外部者の関与が問題を大きくし、発生現場の人々の手に負える範囲を超えていくことである。近代社会における所有権の導入は、まさに身の回りの資源が地元から離れていくプロセスを加速した。東南アジアでは不在地主の問題が1980年代から顕著になっている。環境紛争は、土地や資源をめぐる古典的な争いはもちろん、きれいな水や空気をめぐる争い、公害をめぐる健康被害、生業や文化的アイデンティティの存続問題など、多岐にわたるものの、その大部分は特定主体、特定集団に発生源を起因できない構造的な問題である¹⁰⁾。なかでも、近年、とくに焦点化しているのが気候変動をめぐる紛争である。貧困ライン

9) 媒介としての山や森の価値がその後の日本社会で大きく変貌したことはいうまでもない。現在の課題は、山林の獲得や開発ではなく、維持であり、経済性を失った森林との向き合い方という新しい課題が浮上している。

10) Scheidel et al. (2020) らは世界各地から報告された2743件の環境紛争 (environmental conflicts) を分析し、鉱山開発、エネルギー開発、バイオマス・土地利用、ダム開発を含む水をめぐる問題でとくに発生頻度が高いことを明らかにした。低所得の国々では、保全、バイオマス・土地、水に関する紛争がとくに多いことも報告されている。

以下で暮らす人々にとっては、気候変動による自然の変化は生計維持に大きな衝撃をもたらし、食糧や水の不足は生命を脅かす。アフリカの各地では、食糧を確保するための農地や牧草地の確保、水資源へのアクセスをめぐる競争が紛争に発展する危険性をはらんでいる（華井 2022）。

3つ目は、2点目と重なるが環境紛争の調停者として国家権力が顕在化するときである。国内では裁判闘争は、その例であるが、国際的には武力紛争に発展することもある。ぶつかり合う権力が大きいほど、暴力の程度も大きく、重症化の程度も上がると考えられるからである¹¹⁾。しかし環境管理が国家の仕事として浮上すると、さまざまな基準やルールが国を単位として決められることになり、地域にあった資源をめぐる裁量権は中央へと吸い上げられていく。あるいは、資源が稀少化すると、外部の人間の関心が高まる。

自然環境は、それがあまねく分布している。もちろん、森林や河川は遍在しているが、それでも大きな地理的範囲に広がっていて、簡単に独占できるものではない。だからこそ、こうした自然資源は地域住民の生活の拠り所として長く機能し、地域社会はそれぞれ独自のルールを形成することができた。そこに所有権という媒介の力が加わると、生存の論理は市場競争の論理に飲み込まれ、結果としては自然環境とのバランスのとれた付き合い方も歪んでいく。

5 媒介と格差

このようにみえてくると、争いの重症化に重要な役割を果たしているのが、媒介である所有権を介して生存原理から市場原理へと遊離していくプロセスにあることがわかる。所有権という媒介を通じた土地の商品化に透徹した分析のメスをいれたのが、経済人類学者のカール・ポランニー（1886～1964年）である。彼は、物質代謝という観点から自然との相互作用の実体に基礎をおく「真の経済」と、手段の不足を前提とした人間の合理的選択をめぐる「見せかけの経済」とを区別

11) もっとも、最近の環境紛争に関するグローバル・ウィットネスの調査によれば、環境運動家の殺害などを含む暴力や圧政は、おもに先住民や少数民族に対して行使される傾向が強い（Global Witness 2019）。

した。ポランニーは前者を「実体的経済」と呼び、後者を「形式的経済」と呼んだ（ポランニー 2003, 362）。ポランニーは、貨幣や土地、労働力など、近代社会が稀少と考えるものがことごとく、もともと売買する目的でつくられてはいない「疑似商品」であると看破し、私たちの選択肢そのものがどのような歴史的文脈のなかでつくられてきたのかに目を向けるよう促す。問題の本質は、稀少性と手段の選択という形式的経済の問題が、実態経済を巻き込む形でさまざまな歪みをもたらしていることであるとポランニーは考えた。

なるほど貨幣、土地、労働力は、いずれも人間と人間の関係を媒介する重要な要素である。そして、経済成長を信奉する論者らは、これらの「疑似商品」を所有権という制度的な媒介で支配することこそ、資本主義的發展の要諦であると考えてきた。所有権の媒介によって、これらの商品が特定の間人や組織の下に偏って集まっていることは、昨今の格差論が明らかにしているとおりで¹²⁾。『世界不平等レポート（2022）』によれば、世界の富裕層の上位1%が、世界の富の40%近くを独占している（World Inequality Lab 2022）。自由市場に任せた富の配分が、社会を公正な方向に向かわせているとは思えない。

アダム・スミスは、交換性向を人間の本性の1つであると考えたが、ポランニーによれば、市場経済や交換に、人間の本性に根差す自然さは何もなかった。市場での交換は近代社会が市場経済に与えた大きな役割に促されて生じたものであり、スミスが「人間の本性」と考えたものとは程遠いというのはポランニーの見立てであった。「人間が生活のために自然とその仲間達に依存すること」を「実体」と呼んだポランニーの考え方には、まさに小繋の人々の暮らしと重なって見える（ポランニー 2003, 361）¹³⁾。所有権という媒介は、人間と自然のあいだを取り結ぶ制度である。制度は特定の人々の意図に沿ってつくられるが、その影響は往々にして意図を超えていく。媒介を第三項として独立に扱う意味がここにある。

12) バブル期の土地をめぐる社会の狂騒を嘆いた司馬遼太郎は、解決策の1つとして土地の公有制を提唱していた（司馬 1996）。

13) ポランニーが人類史の大部分の期間に支配的であった実体経済の内実として見出したメカニズムは市場を介した取引ではなく、互酬と再分配であった。

おわりに

ここまで三者図式で環境問題をみる可能性と、とくにモノや所有権といった、それ自体としては意志をもたない媒介の役割に注目しながら議論を進めてきた。そこで暗に所与としてきたのは主体の存在であった。主体は人間であり、人間は意志をもつと私たちは考えてきた。ところが、近年、主体の意志がどれだけ自由であるのかを疑う議論が浮上してきている（木島 2020）。

このような自由意志への懐疑は、近代のパラダイムを根本から変えてしまうかもしれない。近年の脳神経科学、実験心理学などの成果を踏まえると、民主主義が前提としてきた「人が選ぶ」という一見主体的な行為は、実は「選ばされている」といったほうが正しいのかもしれない。脳が信号を送ったあとに「選択」という行為が行われているとすれば、「主体的な選択」は見せかけであって、脳の回路があらかじめ条件を決定していることになる。「自由意志などない」という結論の社会的帰結は重大である。人々が運命論／宿命論を採用すれば、意図的な働きかけは無意味となり、道徳の荒廃は避けられないからである。こうした悲観的な帰結を見通してか、「自由意志がないという真実は、流布してはならない」と論ずる研究者もいる（Cave 2016）。自立的に自己決定できる人間を大前提にしてきた西欧の文明論が、その対極にある宿命論や決定論を嫌う理由はよくわかる。だが、AIの急速な発達には、それまで単なる媒介と考えてきたものが、むしろ主体の地位を奪い取る可能性を示唆する（ハラリ 2021）。

主体－客体の二者図式に立脚した従来の社会科学は、自由意志の前提を問わずにきた。また、競争の対立概念が協力であると思こんできた。いずれも人間の主体的・自発的な意志を中心においたために、意志を形作る環境や条件への配慮に欠けた。気候変動や災害の頻発と、脳神経科学の進歩は、いずれも自由意志と、それに付随する競争や自立などの西欧近代的エートスに変わる思想を求めている。新しい経済思想は、自由意志を条件づけている人間の依存関係から開かれてくる。媒介に光を当てると人間の操作には限界があることがわかる。しかし、それは主体－客体の二項に囚われた枠組みからの脱却という意味で、われわれの操作可能性をより洗練されたものにする。

本章でみたように、私たちは人間だけではなく媒介に取り囲まれている。その媒介は、私たちの意志に影響するだけでなく、私たちを取り囲む人間の意志にも影響を与えることを通じて、「自分で決められる範囲」に静かな圧力をかけている。環境問題の解決はその最たる例であり、マクルーハンのモデルは、意志の行方をみることの重要性を教えてくれるものである。

経済のグローバル化と私的所有権の拡大は、これからもさまざまな環境紛争の火種になるだろう。そうした資源環境をめぐる争いを少しでも小さく治めていくには、媒介の振る舞いに注意を払い、形式的経済が実体のそれから離れて、権力の極端な集中につながらないような工夫が必要である。そこに、媒介という第三項に注目する希望がある。

[参考文献]

〈日本語文献〉

- 戒能通孝 1964.『小繋事件——三代にわたる入会権紛争』岩波書店。
- 小泉佑介・祖田亮次 2021.「ポリティカル・エコロジー論の系譜と新たな展開——スケールに関する議論を中心に」『人文地理』73 (3): 245-260.
- 木島泰三 2020.『自由意志の向こう側——決定論をめぐる哲学史』講談社。
- 佐藤仁 2002.『稀少資源のポリティクス——タイ農村にみる開発と環境のはざま』東京大学出版会。
- 佐藤仁 2019.『反転する環境国家——「持続可能性」の罫をこえて』名古屋大学出版会。
- 作田啓一 1981.『個人主義の運命——近代小説と社会学』岩波書店。
- 司馬遼太郎 1996.『土地と日本人』中央公論社。
- セン, アマルティア (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳) 1999.『不平等の再検討——潜在能力と自由』岩波書店。
- 華井和代 2022.「気候変動から紛争への経路アフリカ・サヘルを事例に」藤原帰一ほか編『気候変動は社会を不安定化させるのか——水資源をめぐる国際政治の力学』日本評論社。
- ハラリ, ユバル・ノア (柴田裕之訳) 2021.『21 Lessons——21世紀の人類のための21の思考』河出文庫。
- ポランニー, カール (玉野井芳郎・平野健一郎編訳) 2003.『経済の文明史』ちくま学芸文庫。
- マルクハーン, マーシャル, エリック・マーシャル (中澤豊訳・高山宏監修) 2002.『メディアの法則』NTT出版。
- マクルーハン, マーシャル, ブルース・R・パワーズ (浅見克彦訳) 2003.『グローバル・ヴィレッジ——21世紀の生とメディアの転換』青弓社。

早坂啓造 2015. 「小繋事件文庫——20世紀日本, 岩手県における多数の入会裁判事件から大量比較分析に向かって」『アルテス リベラレス』 96: 165-177.

ラートカウ, ヨアヒム (海老根剛・森田直子訳) 2012. 『自然のと権力——環境の世界史』 みすず書房.

〈英語文献〉

- Akerlof, George A. 1970. “The Market for 'Lemons': Quality Uncertainty and the Market Mechanism.” *Quarterly Journal of Economics* 84(3): 488-500.
- Ammar, Siamwalla 1978. “Farmers and Middlemen: Some Aspects of Marketing in Thailand.” *Economic and Bulletin for Asia and the Pacific* 29(1): 38-50.
- Attwood, David 1988. “Social and Political Pre-condition for Successful Co-operatives: The Co-operatives: The Co-operative Sugar Factories of Western India.” In *Who Shares? Cooperatives and Rural Development*. edited by D.W. Attwood and B.S. Baviskar, Delhi: Oxford University Press.
- Cave, S. 2016. “There’s No Such Thing as Free Will: But we’re better off believing in it anyway.” *The Atlantic* (June 2016 Issue). (<https://www.theatlantic.com/magazine/archive/2016/06/theres-no-such-thing-as-free-will/480750/>)
- Cohen, S. 2006. *Understanding Environmental Policy*. New York: Columbia University Press.
- EJAtlas 2022. *EJAtlas: Global Atlas of Environmental Justice*. (<https://ejatlas.org/>, 最終アクセス2022年1月25日)
- Global Witness 2019. *Enemies of the state? How government and business silence land and environmental defenders*. London: Global Witness.
- Medowcroft, J. 2012. “Greening the State?” In *Comparative Environmental Politics: Theory, Practice, and Prospects*. edited by Steinberg, P. and S. Van Deveer, Cambridge: MIT Press, pp. 63-87.
- Molle, F. and T. Srijantr eds. 2003. *Thailand's Rice Bowl Perspectives on Agricultural and Social Change in the Chao Phraya Delta*. Bangkok: White Lotus Press.
- Scheidel, A. et al. 2020. “Environmental conflicts and defenders: A global overview.” *Global Environmental Change* 63, 102104, ISSN 0959-3780.
- Sovacool, B. and A. Dunlap 2022. “Anarchy, war, or revolt? Radical perspectives for climate protection, insurgency and civil disobedience in a low-carbon era.” *Energy Research & Social Science* 86, 102416, ISSN 2214-6296.
- World Inequality Lab 2022. *World Inequality Report 2022*. (<https://wir2022.wid.world/>, 最終アクセス2022年1月25日)

©IDE-JETRO 2023

本書は「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示-改変禁止4.0国際」の下で提供されています。
<https://creativecommons.org/licenses/by-nd/4.0/deed.ja>

